



# 消費生活

# サポーター通信

平成30年度第9号

## 今月のテーマ

### 海産物の電話勧誘に注意！



## 事例



- 「カニやホッケの詰め合わせを、今だけ、半額の15,000円で提供している。」との勧誘電話。
- あいまいに返事したところ、1万円もしないような粗悪品が送られてきた。
- 返品しようと業者に電話したが誰も出ない。

## アドバイス

### 1

### はっきり断る

いいません！



- 勧誘されても必要がなければ、はっきり断りましょう。

### 2

### 注文した覚えがなければ受け取らない

注文してません！



- 注文していないのに一方的に商品が送り付けられた場合は、宅配業者に、受取拒否を伝え、持ち帰ってもらいましょう。
- 代金支払い義務もありません。

### 3

### 電話勧誘はクーリング・オフ（無条件解約）できます

- 電話勧誘を受け契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフ制度が適用されます。

困ったときは 早めに消費生活センターにご相談ください



### ◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中！)



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
☎(Tel. Me)